こんな疑問をお持ちの

　　　　　　事業主さまへ



**就業規則って**

**ウチにはないけど・・・**

**有給５日必須…**

**やぶったらどうなる？**

**「残業代をつけて」**

**と 言われた！**

**３６協定って何？**

**パートやバイトにも**

**有給休暇って必要？**

就業規則がない事業者さま　就業規則はあるが改正していない事業者さまのための

働き方改革セミナー

**令和元年６月５日（水）**

**◇時間　１９：００～２１：００　　　◇受講料無料**

**◇場所　浅口商工会鴨方本部２階大会議室**

**（浅口市鴨方町鴨方２２４４－８）**

≪講師紹介≫

社会保険労務士

　中前 貴子氏

（社会保険労務士法人

　　ビズ．ウォーク）

**セミナーの内容**

①そもそも「働き方改革」とは

　なぜいま必要とされているの？小規模の事業所にも関係あるの？

②就業規則は作らなきゃいけない？

　就業規則が無い事業所はどうしたらいいの？

③まずはなにから始めればいい？働き方改革のススメ

**6/5（水）　小規模事業者のための働き方改革セミナー　受講申込書**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業所名 |  | 参加人数 |
| 氏　　名 |  |  |
| 電話・ＦＡＸ | ＴＥＬ：　　　　　　　（　　　　　）　　　　　　　　／　ＦＡＸ：　　　　　　　（　　　　　） | |

　　　　　　浅口商工会　TEL 0865(44)3211　FAX 0865(44)3212